

葛城市農畜産物処理加工施設
指定管理者募集要項

令和7年5月

葛 城 市

目 次

1	募集の目的	2
2	管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地	2
3	選定に関するスケジュール等	2～3
4	指定の期間	3
5	応募資格	3
6	申込方法・提出書類等	3～6
7	選定（審査の基準）	6～8
8	指定管理者が行う本業務の基準及び業務の範囲	8～9
9	収支等に関する事項	9～10
10	その他の留意事項	10

1. 募集の目的

葛城市（以下「市」という。）は、葛城市農畜産物処理加工施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、葛城市農畜産物処理加工施設条例（平成16年葛城市条例第118号。以下「施設条例」という。）及び葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年葛城市条例第51号。以下「手続条例」という。）第3条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行なう指定管理者を募集します。

2. 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

- ① 施設の名称：葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」
 - ② 所在地：葛城市新在家402番地1
 - ③ 設置目的：市内の優れた農畜産物の加工及び販売を行うことにより、地域農業の振興と活性化を図ることを目的とする。
 - ④ 敷地面積：約7,407㎡
 - ⑤ 施設：
 - 構造 鉄骨造2階建
 - 延床面積 1,138.50㎡
 - 施設内容 農畜産物加工施設、農産物販売所、地域食材提供室、観光・道路情報提供施設、休憩スペース、厨房、バックヤード、多目的室、事務室、トイレなど
 - 駐車場
- ※当施設は道の駅機能を有しており、駐車場の一部は二上山ふるさと公園と共用。
- ⑥ 施設の休館日及び開館時間
 - 休館日
年中無休。ただし、指定管理者が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、処理加工施設の全部又は一部を休館することができる。
 - 開館時間
 - ・農畜産物加工施設、農産物販売所、地域食材提供室、
観光・道路情報提供施設 午前9時から午後5時まで
 - ・トイレ、駐車場 24時間
 - ⑦ 令和6年度における収支実績及び来場者実績別紙

3. 選定に関するスケジュール等

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 募集の公表 | 令和7年5月30日（金） |
| (2) 参加表明書等及び
質問書提出期限 | 令和7年6月10日（火）まで |
| (3) 質問回答通知 | 令和7年6月17日（火）予定 |

(4) 申請書類提出期間	令和7年6月18日(水)から 令和7年7月22日(火)まで
(5) 候補者選定	令和7年7月下旬予定
(6) 審査結果発表	令和7年8月上旬予定
(7) 議決(指定管理者の指定)	令和7年9月議会
(8) 協定締結	9月議会議決後

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

ただし、指定の期間内であっても、管理運営を継続することが適当でないと思われるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

以下の①から⑨の要件を全て満たす法人での応募とし、個人での応募は受け付けません。

- ① 道の駅の管理運営を円滑に行うことが出来ると認められる法人。
- ② 市と容易かつ緊密に連携可能であり、市民サービスの提供に精通している法人であって、市との緊密な連携を行う十分な位置に本店を有する法人であること。
- ③ 直近3年間、事業税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を未納していないこと。
- ④ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中でないこと。
- ⑤ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けていないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑨ 応募時において、本施設と類似する施設の管理運営実績を3年以上有していること。

6 申込方法・提出書類等

(1) 提出書類等に関する共通留意事項

- ① 書式は、A4版横書きとします。
- ② 持参又は郵送により提出してください。

持参の場合 開庁日の午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く)

郵送の場合 書留郵便等受取が確認できる方法で期限必着
ただし、質問書のみ電子メールでも受け付けします。

nourin@city.katsuragi.lg.jp

③ 提出窓口

葛城市柿本166番地 葛城市役所 産業観光部農林課内
電話 0745-44-5110

- ④ 申込みに係る経費は、全て応募法人の負担とします。
- ⑤ 提出書類を受理した後は、提出書類の修正及び返却には応じません。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑦ 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ⑧ 提出書類の著作権は、応募法人に帰属します。ただし、指定管理者候補者の決定の公表や提案内容の公表その他市が必要と認めた場合には、市に提出された書類の全部又は一部を無償で使用します。また、提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。
- ⑨ 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）の定めるところとします。

(2) 参加表明書等

① 提出期間

令和7年6月10日（火）午後5時まで

② 提出書類

参加表明書（様式第1号）

参加資格に関する申立書（様式第2号）

類似施設の管理運営実績（様式第3号）

(3) 質問書

① 提出期間

令和7年6月10日（火）午後5時まで

参加表明書等を提出した法人からのみ受け付けします。ただし、参加表明書等の提出に関する質問はその限りではありません。

② 提出書類

指定管理者指定申請に係る質問書（様式第4号）

なお、電話や対面等口頭による質問は受け付けできません。

③ 回答方法

受け付けた質問については、電子メールにより参加表明書等の全提出者に回答します。回答は令和7年6月17日（火）を予定しています。

ただし、参加表明書等の提出に関する質問については、電子メールにより随時回答します。

(4) 指定管理者指定申請書等

参加表明書等を提出した場合にのみ受け付けします。

① 提出期間

令和7年6月18日(水)から令和7年7月22日(火)午後5時まで

② 提出書類

(ア)～(カ)は1部、(キ)～(サ)は正1部と副10部を提出すること。

また、(キ)～(サ)には社名や社名が特定できるロゴ等を記載しないこと。

(ア) 指定管理者指定申請書（様式第5号）

(イ) 会社概要（様式第6号）

(ウ) 法人の経営状況を説明する書類

- ・ 貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録（応募の日の属する事業年度の前3事業年度分）

(エ) 国税及び地方税の納税証明書（募集の開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した国税及び地方税に関する申立書

(オ) 定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(カ) 印鑑証明書

(キ) 事業計画書（様式第7号）

令和8年度から令和12年度までの5年度分について、年度ごとに作成すること。

(ク) 収支予算書（様式第8号）

- ・ 収支見込額算定書（任意様式）
- ・ 収支見込額積算内訳書（任意様式）

令和8年度から令和12年度までの5年度分について、年度ごとに作成すること。

(ケ) 提案書表紙（任意様式）

(コ) 提案書（任意様式）

○次に掲げる事項について記載すること。

- ・ 応募の動機・意欲
- ・ 運営体制
- ・ 利用促進、利用拡大の取組内容

- ・ 地元特産品等の商品開発を含めた積極的販売
- ・ 出荷者の所得向上に関する取組（委託販売手数料等）
- ・ 葛城市らしさをアピールできる店舗づくり
- ・ 地元での雇用確保
- ・ 第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制
- ・ 施設の中長期的な維持管理
- ・ その他（例 地域貢献 ユニバーサルデザインの推進
葛城市ふるさと納税事業者としての積極的な取組）

(※) その他補足資料（任意様式）

7 選定(審査の基準)

(1) 指定管理者候補者の選定

手続条例第3条の規定により審査し、指定管理者候補者を選定します。

① 資格審査

提出書類は、葛城市役所産業観光部農林課において、応募法人の申込資格要件の適否について審査を行います。

② 葛城市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、各委員により審査を行い、市長に審査結果を提出します。

③ 審査の基準、審査項目

指定管理者候補者の選定に係る審査は、事業計画等の提出書類の内容と、申込団体による提案説明、提案内容の疑義等について質疑応答によって、別紙「指定管理者候補者選定基準」に基づき実施します。なお、提案説明及び質疑応答の出席は必須とし、欠席又は遅刻があった場合は失格とします。

また、応募法人が1団体のみの場合でも、選定委員会において定める最低制限基準（6割）に満たない場合は選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け最低制限基準を満たした場合は選定し、再度の提案においても最低制限基準を満たさない場合は、原則再度公募を行うこととします。

(2) 指定管理者候補者の決定

選定委員会の審査結果に基づき、市長が指定管理者候補者を決定し、結果を申込みされた全ての法人に対して速やかに通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

(3) 仮協定書締結から本協定書の締結まで

市と指定管理者候補者は、議会に指定議案を提案する前に公の施設の管理運営に係る基本事項について、募集要項、業務仕様書、提案内

容等に基づいて協議し、基本協定の仮協定を締結します。なお、仮協定は、指定管理者の指定議案が市議会で可決された後、市長が指定管理者として指定した場合に、自動的に本協定に移行します。

また、市と指定管理者は、指定期間を通じての基本事項を定めた基本協定のほかに、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度協定を締結します。

(4) 指定管理者候補者の取消し

指定管理者候補者が、法第244条の2第6項の規定による葛城市議会での議決（以下「指定の議決」という。）を経る前に、本業務の履行が確実でないと認められるとき、著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として適切でないと認められるとき、市と指定管理者候補者との間で仮協定の協議が整わず締結に至らないとき、又は指定の議決が得られなかったときは、当該選定を取消し、他の応募法人の中から指定管理者候補者を選定することがあります。

なお指定管理者候補者の責めにより取消しを受けた場合で、施設の管理運営の開始が延期になる等、市に損害が生じた場合には、指定管理者候補者に損害賠償の支払いを求めることがあります。

(5) 指定管理者の取消し

① 指定管理者が協定締結後、以下の事項に該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全般若しくは一部の停止を命じることがあります。

ア 施設条例又は基本協定の規定に違反したとき

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 本募集要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時

キ 指定管理者の本業務に直接関わらない法令違反等により、本業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されたとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により本業務が行われないうとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責めに帰すことのない自然的又は人為的な現象をいう。）により、

- 本業務の継続が著しく困難になったと判断されたとき
- コ 指定管理者から指定の取消し、又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

② 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

定期的にも実地調査等を行い(モニタリング等)、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の停止を命ずることがあります。

8 指定管理者が行う本業務の基準及び業務の範囲

(1) 本業務の内容及びその水準等

本業務の内容等については、施設条例、本募集要項、仕様書、基本協定及び当該指定管理者が申込み時に提出した事業計画のとおり行っていただきます。

なお、指定管理者が清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務の全部や大部分を一括して第三者に委託する包括的な業務の委託は禁止します。

(2) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、指定管理に係る業務とその他の業務に係る経理と明確に区分して管理することとします。

(3) 口座管理

指定管理者が施設の管理運営のために使用する貯金口座については単一の口座を原則としますが、管理運営上必要な場合には、市と協議のうえ、複数の口座を使用することもできます。

(4) 情報管理

- ① 指定管理者は、本業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守ることとします。
- ② 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年葛城市条例第30号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び棄損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることとします。

- ③ 指定管理者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事務を外部に漏らし、また他に使用しないこと。指定期間が満了し、又は指定を取消しされた後においても同様とします。
- ④ 指定管理者は、本業務の実施に当たり保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、葛城市情報公開条例（平成16年葛城市条例第7号。以下「情報公開条例」という。）の規定に準じて必要な措置をとることとします。なお、情報公開の請求があった場合は市と協議することとします。
- ⑤ 指定管理者が本業務を実施するにあたって保有する文書は、指定期間が満了し、また指定を取消された後においても、葛城市文書取扱規程（平成16年葛城市訓令甲第8号）に準じ保存することとします。また、情報公開の請求があった場合は市と協議します。

(5) 指定管理者が付保しなければならない保険

- ① 施設賠償保険（指定管理者の特約条項の付いたもの）
補償額は、下記の額以上とする。
身体賠償 1名につき 1億円 1事故につき 2億円
財物賠償 1事故につき 1,000万円
- ② その他、管理・運営上必要な保険

9 収支等に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理者は、管理運営業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料によって賄うものとします。なお、指定管理料の額及び支払方法については、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市長と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定めます。

(2) 利用料金収入等

施設の管理・運営に当たっては、法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。よって、指定管理者は施設の利用料金を施設条例で定める範囲内で、市長の承認を得て定め、収入として收受し、施設の管理・運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金については、市と協議のうえ、別途指定管理者が定め収入とすることができます。

また、利用料金その他の料金に対する適格請求書（インボイス）は指定管理者が利用者に対して発行します。

(3) 借地料

別紙の駐車場用地については、指定管理者が所有者と賃貸借契約を結

び、借地料は指定管理者が負担するものとします。

10 その他の留意事項

- ① 応募した者又は応募しようとする者は、本公告後から選定委員会において選定結果が出るまでの間、当該選定に関して、選定委員と接触することを禁止します。
- ② 指定管理者候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- ③ 指定管理者の市に対する債権債務については、第三者に対する譲渡・継承・担保提供等はできません。
- ④ 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- ⑤ 指定管理者は、労働関係法規（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等）について遵守してください。
- ⑥ 指定管理に係る各種税（消費税・地方消費税・法人市民税・法人県民税等）の取扱いについては、指定管理者で対応してください。

（問い合わせ）

〒639-2195 葛城市柿本166番地
葛城市役所 産業観光部農林課（担当：中西）
電 話 0745-44-5110
F A X 0745-44-5008
E-mail nourin@city.katsuragi.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 葛城市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた指定管理者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定められた個人情報（以下、「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に定められた特定個人情報及び同法第2条第5項に定められた個人番号（以下、「特定個人情報等」という。）を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9条 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11条 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13条 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第15条 乙は、第1条から第14条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

葛城市農畜産物処理加工施設 事業実績

(1) 収支実績

単位：千円

	令和6年度
売上高	197,583
営業外収益	1,525
(A) 収入合計	199,108
売上原価	92,846
販売費及び一般管理費	108,275
うち人件費	79,772
うち広告宣伝費	791
うち施設管理費	794
うち水道光熱費	8,024
うち修繕費	1,411
うち減価償却費	2,710
うちその他の経費	14,773
営業外経費	0
(B) 支出合計	201,121
(C) 経常利益 (A - B)	-2,014
(D) 法人税等充当額	77
(C-D)	-2,090

(2) 来場者実績

	令和6年度
売上 (円)	224,125,755
客数 (人)	188,192
客単価 (円)	1,191

* 売上は、農畜産物加工施設のレジ売上

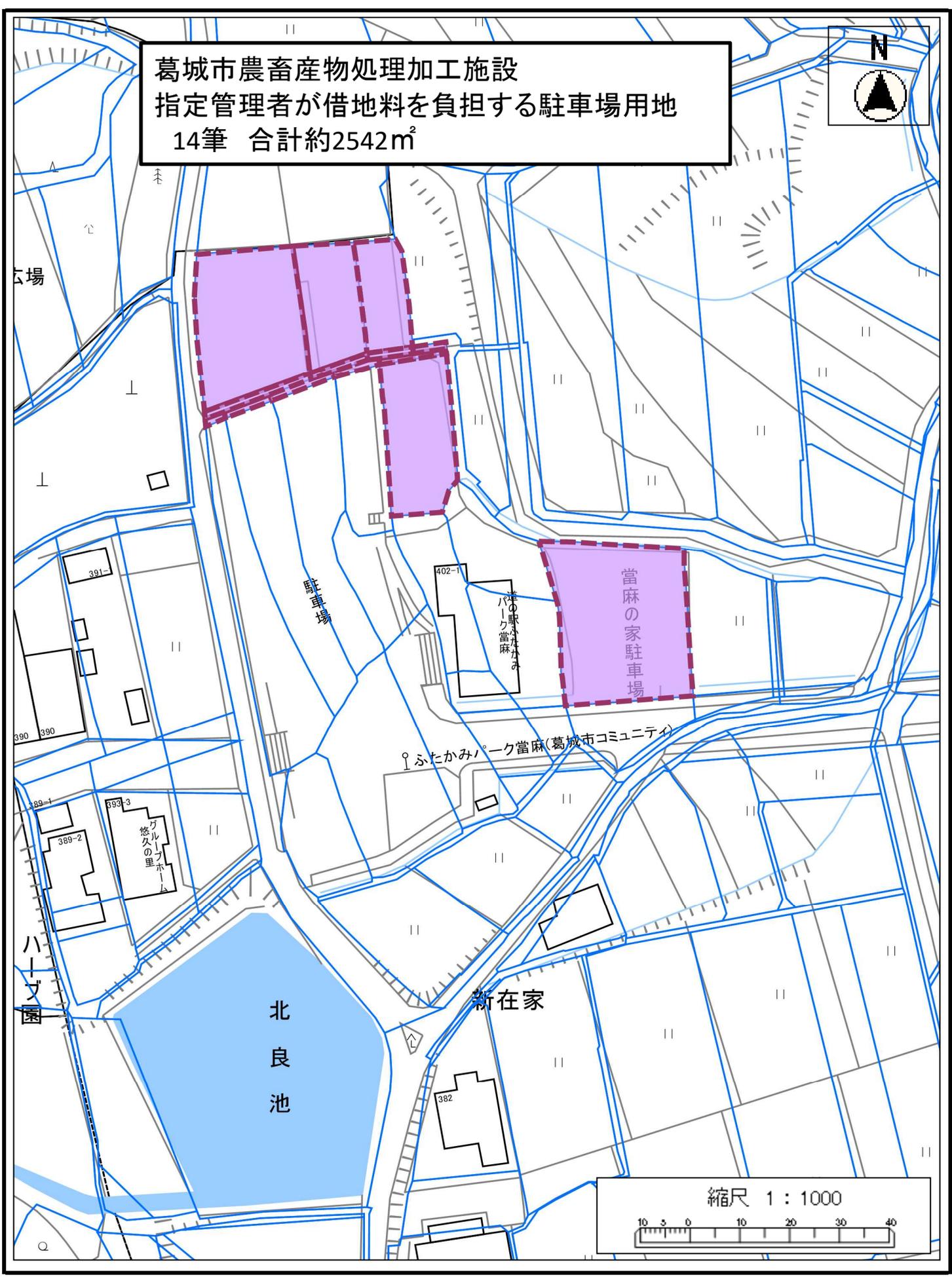
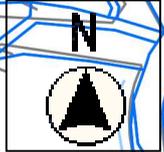
* 客数は、レジ通過者数

* 客単価は、1顧客当たりの平均購入額

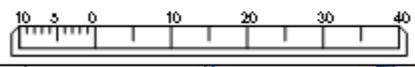
葛城市農畜産物処理加工施設 指定管理者候補者選定基準

	選 定 基 準	評 価 基 準	配 点
1	住民の平等な利用を確保することができるものであること	1 基本方針や提案全般を通じて、市の方針、施設の性格、設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか 2 施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか 3 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか 4 公共の倫理性や法令遵守、情報公開、広報について認識し、対応しているか	5点 5点 5点 5点
2	施設の効用を最大限に発揮され、サービスの向上が図られるものであること	1 施設管理や事業運営に関する実施方針は、市が仕様書で示す施設管理運営に関わる基準等に適合しているか 2 事業の提案内容や施設の有効利用に創意工夫や斬新性は認められるか 3 利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか 4 利用者サービスの向上に対する方策等あるか 5 だれもが利用しやすい利便性と平等が確保されているか	5点 5点 5点 5点 5点
3	施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること	1 施設の維持管理について適切な維持管理が行うことができるか 2 収支見込は適切か 3 社員の指導育成、研修体制が整っているか 4 事故や災害時等の対応が明確であるか 5 個人情報保護や情報管理は適切であるか	5点 5点 5点 5点 5点
4	適切な維持管理を行う能力を有していること	1 事務や会計処理の基準や手続きに基づき、適正に処理することができるか 2 業務報告や事業報告を適切に作成し、自己評価、モニタリングの体制はあるか 3 業務遂行に必要な職員体制や配置人員は適正であるか 4 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適正であるか	5点 5点 5点 5点
5	地域連携	1 地域の産業振興を図る提案がされているか 2 市内からの積極的な雇用に努めているか 3 地域との連携についての取組はされているか	10点 10点 10点
6	総合評価		10点
	合 計		130点

葛城市農畜産物処理加工施設
指定管理者が借地料を負担する駐車場用地
14筆 合計約2542m²



縮尺 1 : 1000



(設置)

第1条 市内の優れた農畜産物の加工及び販売を行うことにより、地域農業の振興と活性化を図ることを目的として、葛城市農畜産物処理加工施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 葛城市農畜産物処理加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」
- (2) 位置 葛城市新在家402番地1

(事業)

第3条 葛城市農畜産物処理加工施設(以下「処理加工施設」という。)は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 特産品及び地場産物の加工、販売及び普及に関する事業
- (2) 農業体験実習その他イベントの開催及び参加に関する事業
- (3) 道路利用者の休憩の場の提供に関する事業
- (4) 観光情報、道路情報その他地域の情報の発信に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理加工施設設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 処理加工施設は、次に掲げる施設その他当該施設に附帯する施設をもって構成する。

- (1) 農畜産物加工施設
- (2) 農産物販売所
- (3) 地域食材提供室
- (4) 観光・道路情報提供施設
- (5) 公衆便所
- (6) 駐車場

(開館時間)

第5条 処理加工施設の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者(第7条に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。)が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 指定管理者が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、処理加工施設の全部又は一部を休館することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 処理加工施設の管理は、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年葛城市条例第51号)に基づき、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第2の区分に規定する施設(以下「利用対象施設」という。)の利用の許可等に関する業務
- (2) 第4条に規定する施設、附属設備及び備品(以下「処理加工施設等」という。)の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、処理加工施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第9条 指定管理者が処理加工施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(利用の許可)

第10条 利用対象施設を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、処理加工施設の管理上必要があると認めるときは、利用の許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合において、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 処理加工施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

- (4) 処理加工施設の設置の目的に反するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理加工施設の管理上支障があると認めるとき。
(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用対象施設の利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは当該利用及び行為を停止させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく利用の規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (2) 許可を受けた利用の目的及び許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により利用の停止等の必要があると認められるとき。
- (5) 前条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) 公益の確保のため特に必要があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、処理加工施設の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用対象施設の利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは当該利用及び行為の停止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。
(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用対象施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
(入館の制限)

第13条 指定管理者は、処理加工施設に入館しようとする者(以下「入館者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (2) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝又は販売その他これらに類する行為をする者
- (3) 許可なく印刷物、ポスターその他これに類する物を配布し、又は掲示する者
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するおそれがある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理加工施設の管理上支障があると認められる者
(利用料金)

第14条 利用者は、利用対象施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 前項の利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表第2に定める金額の範囲内において定める額とする。

3 指定管理者が前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、処理加工施設内において利用者に見やすい場所に掲示しなければならない。
(利用料金の収受)

第15条 前条の規定により納付された利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
(利用料金の減免)

第16条 指定管理者が特に必要があると認め、あらかじめ市長の承認を得たときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由で利用することができなくなったとき。
- (2) 処理加工施設の管理運営上の都合により、利用対象施設の利用の許可を取消し、又は利用及び行為を停止若しくは変更をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な理由があると認めるとき。
(損害の賠償)

第18条 利用者及び入館者は、処理加工施設等の利用に際し、その責めに帰すべき理由により、当該施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、指定管理者の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(読替)

第19条 第7条の規定によらず、処理加工施設の管理を市長が行う場合は、第5条の規定中「指定管理者(第7条に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。)」が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が管理上特に必要があると認めるときは」と、第6条の規定中「指定管理者が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が管理上特に必要があると認めるときは」と、第10条、第11条、第13条、第17条及び前条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条第1項、同条第2項、第16条、第17条及び別表第2の規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条第2項の規定中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表第2に定める金額の範囲内において」とあるのは「別表第2に」と、第16条の規定中「指定管理者が特に必要があると認め、あらかじめ市長の承認を得たときは」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と読替える。
(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、処理加工施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の當麻町農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例(平成7年當麻町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の葛城市農畜産物処理加工施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の葛城市農畜産物処理加工施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部改正に伴う経過措置)

18 第17条の規定による改正後の葛城市農畜産物処理加工施設条例第7条及び第8条の規定は、施行日以後にされる承認の申請について適用し、同日前にされた承認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第13条の規定による改正後の葛城市農畜産物処理加工施設条例第12条及び別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に第13条の規定による改正前の葛城市農畜産物処理加工施設条例第6条の規定により利用の承認を受けている者の当該利用に係る利用料金の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第10号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第14条の規定による改正後の葛城市農畜産物処理加工施設条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に第14条の規定による改正前の葛城市農畜産物処理加工施設条例第6条の規定により利用の承認を受けている者の当該利用に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第25号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	開館時間
農畜産物加工施設、農産物販売所、地域食材提供室、観光・道路情報提供施設	午前9時から午後5時まで
公衆便所、駐車場	24時間

別表第2(第8条、第14条関係)

区分	利用料金(30分)	備考
味噌加工室	1,030円	
餅加工室	1,030円	
食品加工室	1,030円	
粉末乾燥野菜加工室	1,030円	
会議室	830円	